



翻訳機の貸出しについて

対象	対象外
一元的相談窓口を設置してある翻訳機を、相談業務の一環として、一時的に他の窓口で貸出。相談員が相談者に同行して他の窓口で翻訳機を使用。	一元的相談窓口以外の窓口での使用を前提として配備。

▲注意▲

一元的相談窓口に配備されている物品を、他の窓口で貸し出す場合は、物品の紛失等を防ぐために、手順（例：貸出簿による管理）を定め、当該手順に沿って、適切に管理することが求められます。

